

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者  
佐賀県副知事 坂井 浩毅

◎佐賀県条例第79号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) <b>第2条</b> 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>伝染病作業手当</u> (5)～(22) 略 <u>(伝染病作業手当)</u> <b>第7条</b> 伝染病作業手当は、伝染病の防疫に従事する職員（家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く。）が、伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。	(特殊勤務手当の種類) <b>第2条</b> 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>防疫等作業手当</u> (5)～(22) 略 <u>(防疫等作業手当)</u> <b>第7条</b> 防疫等作業手当は、職員（家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く。）が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。 (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち人事委員会規則で定めるものの蔓延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち人事委員会規則で定めるもの（以下この号において「感染症」という。）の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>290円</u> を超えてはならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。